

令和5年度第1回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日時	令和5年7月26日（水曜日） 18:30～20:30	場所	多摩市役所 301・302会議室
出席者 ※敬称略	委員 中原、瀬尾、市川、矢嶋、中村、藤吉、折笠、西森(代理)、大石、 関哉、川辺、鈴木、佐藤		
欠席者 ※敬称略	委員 田辺、三橋		
記録者	事務局		
項目	開会 1 委員紹介 2 条例の見直し検討について 3 障がい者差別に関する相談について 4 これまでの取組状況・今後の取組予定について 5 その他 閉会		
詳細			
1 委員紹介	資料1 委員名簿 委員の出欠状況の確認 【事務局】		
2 条例の見直し検討について	資料2 条例の見直し検討について ・条例の見直しについて、障がい者差別の施策の法整備がはじまっている所とまだ整備ができていないところがある。たとえば無人駅は、交通の不便などもあるので、国土交通省と調整してほしい。そういった見えない部分もあるので、考慮してほしい。 【事務局】 無人駅については、議会でも話がaggっている。関係所管と連携して対応したいと考えています。見えない場所、困ったことについては事例集を通してや、福祉に関するアンケート内や市の窓口で収集を行い、配慮を行っていきたい。 ・障がい当事者をサポートしてもらう人への合理的配慮について。事例集が条例の中で記載していくのか。今後方向性については検討の必要があるのではないか。 【事務局】 事例集の中身について、この協議会や権利擁護の中でも進捗報告をしていくのでご意見いただきたい。		

•具体的な声が集まってくると当事者の意見が聞けると、今後の改善の機会となる。また、不動産でも差別的な対応があるので、差別解消の取組を広げていく必要がある。

•条例の見直しはしない。今回の会議で挙がった意見については、事務局で対応していくということではよろしいでしょうか。

⇒ 委員から意見なし。

【事務局】

3 障がい者差別に関する相談について

資料3 障がい者差別に関する相談について

相談1 不動産会社における賃貸契約の対応について

•市やピアサポーターで対応した案件。精神障害のあることを理由に断られることはよくある。これからそういった方が契約する際に、こうした事例があると不動産会社の対応も変わってくる。

•こういった事案は多摩市だけではない。障害がある人でも受け付けてくれる不動産会社を知りたい。また、そういった不動産会社を市が紹介することはできるのか。

【事務局】

居住支援相談窓口がある。場所はベルブ永山2階のしごとくらしサポートステーションの窓口。住まいの一体的な支援。障がいのある方だけでなく、高齢の方、子育て中の方などに支援している。取り組みのひとつとして、お部屋探しサポート協力店制度があり、これは受付相談の際に配慮をしてくれる不動産会社を協力店として登録する制度。市のHPでも紹介している。そのため、まずは居住支援相談窓口にご案内して、この協力店を訪問する形がいいのではないかとと思う。

•不動産を代表として参加している。不動産会社の紹介についてだが、賃貸はオーナーが別にいる。そのため、居住支援相談窓口で紹介された不動産会社の全ての店舗が引き受けてくれる、ということにならない。それぞれのオーナーにお伺いを立てるというのが、不動産会社のスタンス。不動産会社の相談受付の流れとしては、まず窓口で合理的配慮を行う、次にオーナーにお伺いを立てるという順番。そのため、最初の窓口で合理的配慮を行うよう多摩市で指導することが必要。だから、先ほど多摩市が紹介した居住支援相談窓口を最初に利用するのが望ましい。

•目標は条例により、障害者を理解してもらうこと。不動産会社だけでなく、飲食店などでも断られないことが見てわかるマーク等があるといい。そういったことを行政で研究して欲しい。

【事務局】

マーク等、形でわかるものを市でも研究していきたい。

•市で設置している居住者支援協議会でもこの事例を報告・共有を図れるのではないかと。また、市が設置している他の会議でも、こうした事例を紹介して配慮を訴えていけば、

周知が進むのでは、不動産だけでなく、契約があるようなところでは、障がい者への対応が窓口の担当者によって変わるところがある。そのため、事業所ひとつひとつが、障がい者理解を進めていくことが大切。

【事務局】

居住者支援協議会がお部屋探しサポート協力店制度を推進している会議体なので、情報共有を図っていく。

### 相談2 市立図書館における機械の貸出しについて

資料の訂正について。フレクストークの案件について、図書館本館と記載があるが、中央図書館へ訂正して欲しい。次に、機械の貸出しは3級以上という記載があるが、1、2級の人は日常生活用具の支給があるので、3級以下の人に限定して貸出しということで訂正して欲しい。

また、図書館のフレクストークは、現在貸出しの方法の記載がない。そのため、貸し出しの手続きについての方法を周知して欲しい。

また、障がい者サポートサービスが永山図書館から中央図書館に移ったことも、周知して欲しい。

【事務局】

仰る通り、周知を進めていく。

それぞれの最寄りの図書館で、障がい者サポートサービスが受けられるといい。たとえば、それぞれの図書館にフレクストークを設置するなど、市はどのように検討しているのか。

【事務局】

所管が図書館なので対応するのはそちらになるが、趣旨は伝えていく。

### 相談3 点字ブロックについて

【事務局】

都としても現時点での予算化は難しいとのこと。補正の道路の工事のタイミングがあるので、そのタイミングで調整を進めていく。

文言の書き方について。「自宅の前に点字ブロックがない」と書くと、個人的な意見になる。都道なら不特定多数の人が通るが、そういうことが考えられないところに都道だからつけてくれということをして市で受けてしまったら、自分のとこも都道だからつけてくれということになる。他にも波及してしまうため、この「自宅の前」という文言を変えた方がいい。

この事例について建設局と話したところ、公共施設がないと点字ブロックの敷設をやめてしまうらしい。予算計上も考えていない。その場合、都道工事のタイミングで調整するしかない。そのため先行きが見えない状態だが、事例としてあげるのか、相談としてここで納めるのか、判断は任せる。

【事務局】

<p>7 これまでの取組状況・今後の取組予定について</p>	<p>文言は「自宅の前」は修正する。今後の進展が不透明なため取扱いについては、検討して判断する。</p>
	<p>【事務局】</p>
	<p>資料4 今後の取組予定についての説明</p>
	<p>・合理的配慮の助成制度について、今年度で終了と聞いている。バリアフリーは非常に大切だと思つたので、継続していただきたい。</p>
	<p>【事務局】</p>
	<p>来年度以降も、障害福祉課として要望していく。</p>
	<p>・マイナンバーと障害者手帳の一体化と、ミライIDは別のものか。障がい者はミライIDの登録が難しいので、周知方法など研究してほしい。</p>
	<p>【事務局】</p>
	<p>ミライIDとマイナンバーの連携はできる。近隣の日野市でもミライIDを進めているので、調査していく。登録については、東京都がマイナンバーとの紐づけを行っている。</p>
	<p>・市役所での合理的配慮の提供について。公式HP以外、たとえばたま広報での周知をおこなっているのか。</p>
<p>【事務局】</p>	
<p>たま広報12/5号1面で写真を用いて合理的配慮の周知を行った。</p>	
<p>・12月の障がい者週間以外もタイムリーな情報をたま広報に掲載した方がいい。HPのアドレスを記載するなど。</p>	
<p>【事務局】</p>	
<p>ツイッターや公式SNSの活用を含めて検討を進めていく。</p>	
<p>・講演会でのパネルディスカッションについて。差別されるということは、人権が守られていないということ。障がい者は人権が守られていない。国立市は人権についても条例が作られている。多摩市の条例においても、人権条例など作っていかねばと考えている。市と進めていかねばと考えている。</p>	
<p>【事務局】</p>	
<p>子供、高齢者、外国人などさまざまな人権がある。今回3課連携で幅広い方が対象となっている。条例というところでは、手話言語条例が令和6年度中の制定を目指し、10月頃から委員の方を募って検討を進めていく予定となっている。</p>	
<p>・子供向け施策について。学校としても子供向け施策に協力していけたらと考えています。特別支援コーディネーターなどもいるので、そういった教員を呼んで特別授業をすることもできる。</p>	
<p>【事務局】</p>	
<p>心つなぐはんどぶっくの活用。ご協力いただきながら推進していく。社協とも協力して、様々な体験メニューを提示し、学校側も負担の少ない形で実績を積んでいければ</p>	

かんがえて  
と考えている。

・ひとときの和について。小学校以外にも、他者意識の芽生える中学校でも取組を進められるとよい。私が行った母校での講演会でも、心つなぐはんどぶっくを引用しており、好評だった。

・当事者の取組として、NPO法人縁のピアサポーター澤田さんがリカバリーカレッジの立ち上げを行っている。イギリスでは公的な資金が使われており、国内でも広がっている。三鷹市は市から委託されて運営されている。多摩市では、当事者がメインとなって活動している。当事者にとっては希望を持てる会。今後、バックアップして欲しい。

【事務局】

ひとときの和については、小学校中学校の校長会でも案内している。こうした出前授業は今後中学校でも実施できると良い。また、当事者の活動については、今後は様々な障がいのある方にご意見をいただきながら検討していきたい。

・社協でも小学校中学校での総合的学習への協力として出前授業を実施している。様々な窓口があることがボランティアセンターでも懸案となっており、福祉を取り上げる学年もバラバラ。相手の学年によって福祉の学習内容も変えていく必要がある。学校もなかなかカリキュラムを組むのが難しい。たとえば、他市では福祉の総合的学習を取り上げる学年を5.6年に定めた。そういった働きかけを教育委員会や校長会へ行い、活用を検討してもらいたい。社協としても、様々な福祉学習を通して協力していきたい。

【事務局】

川辺委員の仰る通り、社協と協力していきたい。

・事務局から差別の相談に関して1件ご連絡がある。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

現在、障害福祉課で申立てが挙げられている案件が1件あります、こちらにつきましては条例第13条第2項第2号に基づいて、協議会での議決の上、非公開とさせていただきます。

・それでは、これより非公開にて協議を行う。

8 その他

・他に委員から意見はあるか？

⇒ 意見なし。

・それでは、これで本日の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。